

婦人労働資料

昭和三十年四月

婦人労働資料第三十七号

男女同一賃金の原則について

——昭和二十八年における労働基準
法第四條違反を中心として——

労働省婦人少年局

[illegible]

労働基準法が昭和二二年四月七日に制定されて、その第四条に男女同一賃金の原則が謳われた。

法第四条の趣旨は、わが国における従来の國民經濟の封建的構造のため、男子労働者に比較して一般に低位であつた女子労働者の社会的、經濟的地位の向上を賃金に関する差別待遇の廃止という面から、実現しようとするものである。

労働基準法は昭和二二年九月一日に施行されたが、法第四条の施行状況を見ると、その違反件数は次の通りである。

期間

昭和二十三年二月十一日

二四年一月一二月

二五年

二六年

一七年

一八年

二九年

違反件数

四二七

四
五
三

三八九

九五

○

五
三

労働省労働基準局調

右の如く法第四條の違反件数は施行当初と比較すると、著しく減少して來てゐる。
 法第四條の違反件数の労働基準法の総違反件数に占める割合は、昭和二八年は〇、〇二六
 %、昭和二九年は〇、〇一五%に當り、件数としては僅かであるが、法第四條の前述の趣旨
 の事を思えば、法第四條の規定が女子の労働条件の向上の観点から非常に重要な規定であ
 ることは明らかであり、従つて法第四條違反が見受けられることの意は重要である。

二、昭和二八年における法第四條の違反について
 労働省婦人少年局では、昭和二八年における法第四條の男女同一賃金の原則に関する規
 定の違反事例について、都道府県婦人少年室より報告を求めた處、関係労働基準監督署の
 協力を得て、九一件の違反事例が集つたので分析を行つた。違反事例については主として
 違反発見の端緒、違反事実の概要、違反に対する措置等について調査した。

(一) 都道府県別

違反のあつた事業場を都道府県別に見ると、	
北海道	一八件
茨城	五件
新潟	三件
熊本	三件
埼玉	三件
兵庫	二件
兵庫	二件
長崎	二件
山形	一件
和歌山	二件
山梨	二件
青森	二件
富山	三件
東京	四件
愛媛	一件
岐阜	八件
岡山	四件
愛知	三件
福岡	二件
長野	二件
福岡	二件
千葉	一件

一内

神奈川	一件	静岡	一件	滋賀	一件
鳥取	一件	広島	一件	徳島	一件
高知	一件	佐賀	一件	大分	一件

となつてゐる。違反事業場のあつた県は二九都道県に及んでゐる。
 右のように北海道、愛媛県に違反が多かつたのが目立っている外は、他の都県は概し
 て少なかつた。

(二) 業種別

違反のあつた事業場を法第八條の号別に分類すると、	
法第八條の分類	事業場数
一号(製造関係)	三四
二号(鉱業関係)	六
三号(建設関係)	六
四号(運輸関係)	一
五号(貨物取扱関係)	三
六号(農林関係)	一
八号(販売関係)	一七
九号(金融・保険関係)	二〇
一四号(接客・娯楽関係)	一
一七号(その他)	二

一号の製造関係事業場に属する違反事業場を細分すると、

金属工業
化学工業
窯業及び土石工業
紡織工業
製材及び木製品工業
食料品工業
その他の工業
不明

一三九八二五一五

となつてゐる。
右の如く違反事業場数として見れば、一号、九号、八号の順に多いが、適用事業報告提出事業場に占める違反事業場数の割合を見ると、九号（〇、〇九九％）二号（〇、〇七五％）五号（〇、〇三八％）の順に多い。一号に属する違反事業場を業種別に細分すると窯業及び土石工業、紡織工業の順に多いが、窯業及び土石工業に属する違反事業場数九の中、岐阜県に属する業種別監督の結果判明したと思われる事業場六が含まれてゐる。九号及び八号に属する違反事業場数が一号に次いで多いのは昭和二七年に於ける傾向と同じであつたが八号の違反事業場数一七の中、愛媛県に於ける業種別監督の結果判つた違反事業場一一が凡て八号であつたのが含まれてゐる。

(4)

(三) 規模別

違反のあつた事業場を規模別に見ると、従業員一〇人未満の事業場一八、一〇人―九九人の事業場五六、一〇〇人以上の事業場一六、不明一となつてゐる。
適用事業報告提出事業場数に占める法第四条違反の事業場数の占める割合は、従業

員一〇人未満の事業場〇、〇三％、一〇人―九九人の事業場〇、〇三％、一〇〇人以上の事業場〇、一三％で、大企業が多い結果を示してゐる。

(四) 違反の発見

違反の発見は定期監督によるものが八六で、この中には業種別監督によつて判明したもの一一がある。その他労働時間に関する匿名の申告に基いて監督して法第四条違反を発見したもの一一、匿名の投書に基いて監督して発見したもの一があり何れも一号に属する事業場であつた。

(五) 違反の内容

違反の内容は、女子であることだけを理由として、職務の能率、技能等によることなく、或いは社会的通念として、若しくは当該事業場において女子労働者が一般的又は平均的に、勤続年数が短いこと、扶養家族が少ないこと等の理由によつて賃金、手当等について、差別してゐたものである。

わが国における企業に行われてゐる給与体系が、戦後のインフレ時代に一般的であつた生活給的な給与体系から、職能給的な給与体系に漸次移行しつつあるとはいへ、未だ給与体系は複雑で、賃金は種々の要素から成立つてゐる。

差別されてゐた賃金、手当等の内容を分類すると、
一、賃金の基本的な部分について差別してゐたもの
基本給について差別してゐたもの

初任給
日給

一三
一二
一〇

(5)

請負者の出賃について差別していたもの

リ、諸手当について差別していたもの

皆勤手当について差別していたもの

物価手当

家族手当

通勤手当

出勤手当

年令手当

臨時手当

勤続手当

冬期手当

役付手当

その他

日直手当について差別していたもの

昇給

割増賃金

ニ、単純に賃金又は手当について差別していたもの

賃金について差別していたもの
手当

(六) 違反事例を次にかゝける

イ、賃金の基本的な部分に関する違反事例

(イ) 基本給について

K製紙(株) (高知県)
基本給を次のように差別していた。

男子 七〇〇〇円
女子 五〇〇〇円

(ロ) 初任給について

例一、T食料工業(株) (青森県)
初任給について次の様に差別していた。

男子 一日九〇円
女子 一日八〇円

例二、S有限会社(東京都)
女子従業員を男子従業員より三〇〇円高くして、差別的取扱していた。
こうした例は少い。

(ハ) 日給について

○製作所（茨城県）
 日給を男女別に次のように差別していた。
 中学卒業者を採用する場合
 男子 一〇〇円
 女子 八〇円
 としていた。

(4) 請負者の出面賃について

T製麻（株）（北海道）
 請負者の出面賃金について、次のように男女別に定めて差別していた。
 増水期 男子 二一〇円、二七〇円
 女子 一五〇円、二三〇円
 冬期間 男子 一五〇円、二五〇円
 女子 一三〇円、一八〇円

（5）諸手当に関する違反事例

(i) 皆勤手当について

例一、Y商事（株）（神奈川県）
 皆勤手当について、女子であることを理由として、次のように差別していた。
 皆勤の場合 男 一、二〇〇円、女 一、〇〇〇円
 欠勤三日まで 男 一、〇〇〇円、女 八〇〇円

例二、T産業（有限）（岐阜県）

皆勤手当の支給率を男女別に差別していた。

	女子	男子
全出勤	二日分	一日五分
一日欠勤	一日五分	一日分
二日欠勤	一日分	〇五分
三日欠勤	〇五分	〇分

 右の例は女子であることを理由として、賃金について男子より有利に取扱っているものであるが、こうした例は少ない。

(ii) 物価手当について

D製陶所（岐阜県）
 物価手当について次の様に差別していた。
 一稼働日当り 男子 三〇円
 女子 二〇円

(iii) 家族手当について

Kヒルロイド工業（株）（愛知県）
 家族手当について次の様に差別していた。
 扶養家族一人について
 男子労働者 二〇〇円
 女子労働者 一五〇円

(一) 通勤手当について

K 鉾山（有限）（岐阜県）

通勤手当について次の様に差別していた。

目録	男子	女子
	五〇円	三〇円

(二) 出勤手当について

M 証券（株）（東京都）

出勤手当を次の様に差別していた。

世帯主	男子	女子
	六〇円	四〇円

(三) 年令手当について

K 酒造店（北海道）

年令手当を一年増す毎に一〇円加算し、最高七四〇円まで支給していたが、女子については三八〇円までしか支給していなかった。

(四) 臨時手当について

（株）T 呉服店（埼玉県）

臨時手当支払について昭和二八年二月以降一率に次のように男女別に引下げを行った。

男子	女子
五〇〇円	六〇〇円

(五) 勤続手当について

T 漁業（株）（北海道）

冷凍部門の従業員に対し、勤続手当について次のように差別を行っていた。

男子	女子
二〇〇円	一〇〇円

(六) 冬期手当について

H 建設工業（株）（富山県）

冬期手当が一日五〇円支払われているが、女子には二〇円乃至三〇円或は無支給として差別待遇していた。

(七) 役付手当について

I 百貨店（北海道）

役付手当が勤続年数に依つて二級、一級、特級に分れ、男子が一〇年以上勤務すると、

年令	男子	女子
一〇年から一五年迄	三、〇〇〇円	二級
一五年から二〇年迄	四、〇〇〇円	二級
二〇年から二五年迄	六、〇〇〇円	一級
二五年から三〇年迄	七、〇〇〇円	一級

三〇年から三五年迄 一〇、〇〇〇円 特級
 三五年以上 一二、〇〇〇円
 に依つて支給されているが、女子は
 一〇年から一五年迄 一、〇〇〇円
 一五年以上 二、〇〇〇円
 だけで、男子と差があつた。

29 世帯主・準世帯主・単身者に関する手当、について

1 百貨店（北海道）
 世帯主、五五〇〇円、準世帯主二三〇〇円、単身者一五〇〇円の手当が支給されてゐるが、男子は基準に従つて、若しくは基準以上に有利に扱われているが、女子は世帯主として扱われるべきところ、単身者として扱われているものかいた。

ハ、その他の違反事例

(1) 日直手当について

〇 石炭港灣（株）（北海道）
 日直手当について次のように差別してゐた。

男子職員 三五〇円
 女子職員 三〇〇円

(2) 昇給について

1 木材工業（株）（富山県）
 昇給について一律に次のように差別してゐた。

男子 五〇円
 女子 三〇円

(3) 割増賃金について

（株）〇商店（北海道）

時間外労働の割増賃金の計算方法を見るに、労働基準法の規定による計算を行わず、一律に

男子 四〇円
 女子 三〇円

を一時相当りの割増賃金として支給してゐた。

(4) 違反に対する措置

違反に対しては九一の違反事例の中、請書四八、注意書一五、口頭戒告二七、記入なしの措置がとられ、何れも、是正されている。中には、請書を徴した後再監督しても是正されておらず、嚴重に使用者に戒告の後、始末書によつて、是正誓約をさせ、再々監督によつて是正を確認した例もある。

是正の内容は何れも女子であることを理由として行つて来た差別的取扱を改めたことにあるが、その方法としては、差別的取扱の原因になつてゐる労働協約又は就業規則の規定を改正させ、期間の差はあるが、過去に遡つて、差額を支払わせてゐる。違反の殆んどは、女子であることを理由として、賃金について女子を男子より不利に差別してゐるの

で、従つて賃金について女子を男子と同一にし、女子に對し、男子より低い賃金の部分を過去に遡つて支払わせているが、違反事例にかゝげた如く女子であることを理由として、男子より女子が有利に扱われている場合には、男子を女子の賃金と同額にしている。併し、少い例であるが、大分県のM飲業（株）では、日直手当を、男子二五〇円、女子二〇〇円と女子であることを理由として差別していたのを、日直について所轄労働基準監督署より受けていた許可通り一律に日直手当を男女共に二〇〇円にした例もある。

三、結 び

以上簡単に、法第四条の男女同一賃金の原則に関する違反状況について述べたが、法第四条の違反は前述の如く、わが国における従来の国民経済の封建的構造に由来するものであるから、こうした違反は減少の傾向を辿っているとはいへ、まだ少なくないのであるから根絶することが望ましい。違反件数を規模別に見た場合、違反事業場に占める法第四条の違反件数が大企業に多いことは注意に値する。

別表一

規模別遠反件数

規 模 別		違反事業場数		違反発見の端緒		違反事由		違反に対する措置	
従業員 一〇人未満	従業員 一〇人〜九九人	従業員 一〇〇人以上	不明	計	申告 定期監督	不明	賃金 手当 その他	諸書 注意書	口頭戒告 不明
一八	五六	一六	一	九一	一八	〇	一三	四	一
五三	一五	〇	〇	八六	二	一	二九	三四	一〇
一	〇	〇	一	二七	〇	〇	一六	一〇	〇
一	〇	〇	〇	一五	〇	〇	一	一	一
一	〇	〇	〇	二四	〇	〇	四	一	〇
一	〇	〇	〇	一五	〇	〇	一	四	二
一	〇	〇	〇	四八	〇	〇	一	一	一
一	〇	〇	〇	一五	〇	〇	一	一	一
一	〇	〇	〇	二七	〇	〇	一	一	一
一	〇	〇	〇	一	〇	〇	一	一	一

註一、 違反事由に賃金と手当の双方を含んでいるときは賃金の欄に入れた。

三口頭戒告には勧告も含ませた。

別表二 業種別違反件数

号別	事由別 措置別	違反に対する措置			
		賃金	手当	その他	計
一 号 工 業		一三	一六	五	三四
二 号 鉱業・土石採取業		三	一	二	六
三 号 土 建 業		五	一	〇	六
四 号 交 通 業		一	〇	〇	一
五 号 貨物取扱業		一	一	〇	二
六 号 農 林 業		一	〇	〇	一
八 号 商 業		一	二	一	四
九 号 金融・広告業		一	三	五	九
一四号接客・娯楽業		一	〇	〇	一
一七号その他		一	〇	一	二
計		五二	二四	一五	九一
					四八
					一五
					二七
					一
					九
					一
					二
					一
					九
					一
					二
					一
					二
					一
					九
					一
					二
					一
					二
					一
					九
					一
					二
					一
					二
					一
					九
					一
					二
					一
					二
					一
					九
					一
					二
					一
					二
					一
					九
					一
					二
					一
					二
					一
					九
					一
					二
					一
					二
					一
					九
					一
					二
					一
					二
					一
					九
					一
					二
					一
					二
					一
					九
					一
					二
					一
					二
					一
					九
					一
					二
					一
					二
					一
					九
					一
					二
					一
					二
					一
					九
					一
					二
					一
					二
					一
					九
					一
					二
					一
					二
					一
					九
					一
					二
					一
					二
					一
					九
					一
					二
					一
					二
					一
					九
					一
					二
					一
					二
					一
					九
					一
					二
					一
					二
					一
					九
					一
					二
					一
					二
					一
					九
					一
					二
					一
					二
					一
					九
					一
					二
					一
					二
					一
					九
					一
					二
					一
					二
					一
					九
					一
					二
					一
					二
					一
					九
					一
					二
					一
					二
					一
					九
					一
					二
					一
					二
					一
					九
					一
					二
					一
					二
					一
					九
					一
					二
					一
					二
					一
					九
					一
					二
					一
					二
					一
					九
					一
					二
					一
					二
					一
					九
					一
					二
					一
					二
					一
					九
					一
					二
					一
					二
					一
					九
					一
					二
					一
					二
					一
					九
					一
					二
					一
					二
					一
					九
					一
					二
					一
					二
					一
					九
					一
					二
					一
					二
					一
					九
					一
					二
					一
					二
					一
					九
					一
					二
					一
					二
					一
					九
					一
					二
					一
					二
					一
					九
					一
					二
					一
					二
					一
					九
					一
					二
					一
					二
					一
					九
					一
					二
					一
					二
					一
					九
					一
					二
					一
					二
					一
					九
					一
					二
					一
					二
					一
					九
					一
					二
					一
					二
					一
					九
					一
					二
					一
					二
					一
					九
					一
					二
					一
					二
					一
					九
					一
					二
					一
					二
					一
					九
					一
					二
					一
					二
					一
					九
					一
					二
					一
					二
					一
					九
					一
					二
					一
					二
					一
					九
					一
					二
					一
					二
					一
					九
					一
					二
					一
					二
					一
					九
					一
					二
					一
					二
					一
					九
					一
					二
					一
					二
					一
					九
					一
					二
					一
					二
					一
					九
					一
					二
					一
					二
					一
					九
					一
					二
					一
					二
					一
					九
					一
					二
					一
					二
					一
					九
					一
					二
					一
					二
					一
					九
					一

勞働省婦人少年局婦人勞働課